

● 1 用語の定義等

- (1) 「新築」 新たに建築物を作ること。 ☆
 (2) 「増築」 既存の建築物の床面積を増加させること。 ☆
 (3) 「改築」 建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらが滅失した後、引き続き同一敷地内において位置、用途、規模及び構造の著しく異なる建築物又はその部分を造ること。 ☆
 (4) 「移転」 同一敷地内において建築物の位置を移すこと。 ☆
 なお、建築物を別の敷地に移すのは、移転ではなく、新築又は増築である。
 (5) 「修繕」 建築物の全部又は一部の除却又は滅失を伴わない段階における主要構造部の原状回復の工事のこと。 ☆
 (6) 「模様替え」 修繕と同様に、建築物の全部又は一部の除却又は滅失を伴ないが主要構造部について以前の状態を変更する工事のこと。 ☆
 建基法では、「修繕」と「模様替」については、大規模なもの（建築物の主要構造部の1種以上について行う過半のもの）に限定して確認の対象としている（同法第2条第14号及び同第15号並びに同第6条第1項参照）。
 (7) 「用途変更」 既存の建築物の用途を他の用途に変更すること。 ☆
 なお、住宅が施行令別表第1に掲げる対象物となった場合は、用途変更ではなく、新規の別表対象物となり、その時点で現行規定が適用される。
 建基法では、一の特殊建築物（同法第2条第2号参照）から他の特殊建築物に変えること又は特殊建築物以外の建築物から特殊建築物に用途を変える場合に限定して確認等の対象としている（同法第87条参照）。なお、建基法では、建築物の「使用」は許可、認可又は確認の対象となっていない。 ◇(7)平成25年1月1日一部追加
 (8) 「施行」 法令の規定をして現実に効力を発動せしめること。 ☆
 (9) 「適用」 ある対象に対して法令の規定の効力を及ぼさせること。
 「施行」は、特段の断りがない限り、同時に当該法令を制定する機関の権限の及ぶ地域内における対象をすべて規制することになり、「適用」の概念を包含するので、「施行」の際と「適用」の際とが異なることになることはあまりない。
 なお「〇〇については、……までの間、なお従前の例による。」というような基準法令の規定がある場合、〇〇にとって、所定期間を経過した時点以後に現行の基準法令の規定が適用されるわけであることから、所定期間を経過した時点が、「適用の際」になる。
 例えば、A市がB村を併合した場合、A市の附加条例は併合の際に、B村に「適用」され、その時にはじめて本条の規定が作用する。
 ◇(9)平成25年1月1日一部削除
 (10) その他
 ア 「増築及び改築」は、全く同一のものとして扱われ、それらの係る法第17条の2の5及び同法第17条の3の適用については合算される。
 イ 「大規模な修繕又は模様替え」は、令第34条の3で、「当該防火対象物の主要構造部である壁について行なう過半の修繕又は模様替え」とされている。この場合は、増築又は改築の場合のように、「基準時」又は「合算」ということはなく、1回の修繕又は模様替えの規模が「過半」であることを要する。
 なお、修繕及び模様替えが同じ時期になされる場合は、それらに係る適用については合算される。
 ウ 増築に係る床面積の合計が令第34条の2第1項に規定する数値に達しない場合でも、当該防火対象物について、「従前の規定」に従い、

新たに消防用設備等を設置しなければならないことがある。

例えば、昭和36年4月1日現在の防火対象物（例、延べ面積1,000m²の木造の工場）があり、旧火災予防条例で延べ面積1,200m²の工場には自動火災報知設備を設置すべきものとされていたとする（令第21条第1項第4号では、延べ面積500m²以上）。この防火対象物について、床面積200m²の増築が行われた場合には、その増築に係る床面積の数値は、基準時における延べ面積の2分の1（500m²）ではないが、その増築により、当該工場の延べ面積は、「従前の規定」であるところの旧火災予防条例において自動火災報知設備を設置すべき1,200m²に達したわけであるから、同条例の定めるところに従い、当該工場に自動火災報知設備を設けなければならない（この場合の基準時は依然として昭和36年4月1日なので、この後さらに300m²以上の増築又は改築が行われれば、本号該当となり、本条第1項による適用除外は解除され、今度は現行の基準法令で定める基準に適合させなければならない。）。

エ 施行令の施行の際、現に存する防火対象物（15項）A（600m²）及びB（400m²）が、当該施行令の施行の後C（100m²）を増築したことにより、A、B及びCが1棟となった場合は、A又はBの防火対象物のうち、延べ面積の大なるAを主体として考え、Aにとつての増築はB+C（500m²）となるので、令第34条の2に規定する数値（延べ面積の2分の1以上：600m²の2分の1である300m²以上）に達したので、屋内消火栓設備の設置を要する。

オ 増築、改築、修繕又は模様替えは、本来一の防火対象物（建築物であれば1棟）についてなされたものをいうが、例外的に2以上の防火対象物が1とみなされる場合（屋外消火栓、動力消防ポンプ及び消防用水）には、個々の防火対象物についてなされる増築、改築、修繕又は模様替えは、その全体で一とみなされる防火対象物についての増築等となり、それに係る床面積は合算される。また、これと反対に一の防火対象物が別々の2以上の防火対象物とみなされる場合（令第8条又は同第9条）は、別の防火対象物とみなされる部分ごとに増築、改築等も別のものとして取扱う。

◇●1平成24年1月1日追加

● 2 工事中の防火対象物 ☆

- (1) 現に工事中の防火対象物とは、当該防火対象物の工事の進捗状況が杭打ち、若しくは根切工事に着手してから完成までのものをいう。
- (2) 消防用設備等の技術上の基準に関する規定の施行または適用の際（以下「基準時」という。）に、すでに工事中であったかどうかを、基準時の後において認定する具体的方法
- ア 当該消防用設備等の設置関係者（以下「関係者」という。）の申立てた着工の日が、基準時の前で、かつ、建基法第6条第1項の確認を受けた日（以下「確認月日」という。）が基準時前のものは、関係者の申立てた着工の日をそのまま認める。
- イ 関係者が申し立てた着工の日は基準時前であっても、確認月日が基準時以後の場合は、基準時以後に着工したものとみなす。
- ウ 確認のないものは、工事の進捗状況等から判断して、その工事の日が基準時前であったことが、明らかである場合を除き基準時以後に着工したものとみなす。
- エ 確認等の所定の手続を経ないで工事に着手した防火対象物については、その確認等がなさ

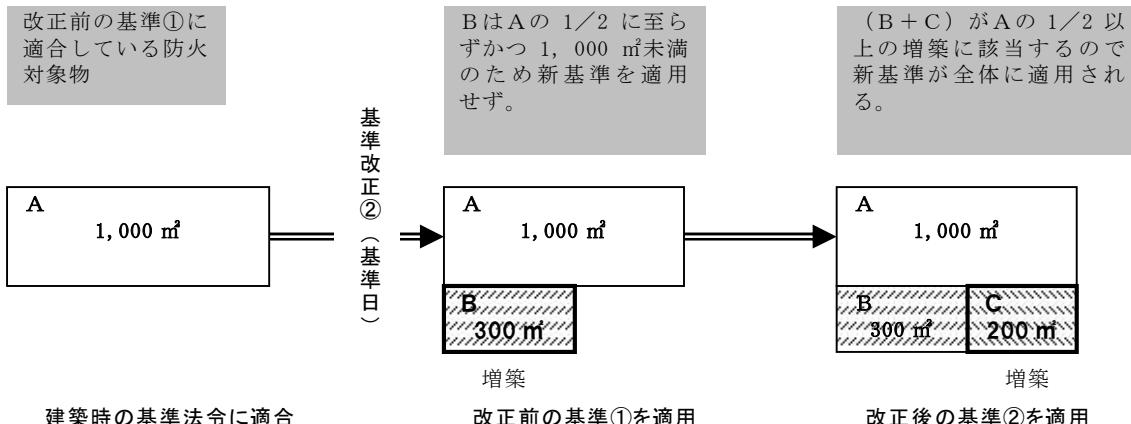
◇ 既存遡及

れてはじめて「現に工事中」というべきものであるが、その工事着手行為が他の法令の規定に違反するか否かは別個の問題であり、現実に工事がなされていれば、それをもって「現に工事中」とするものであること。

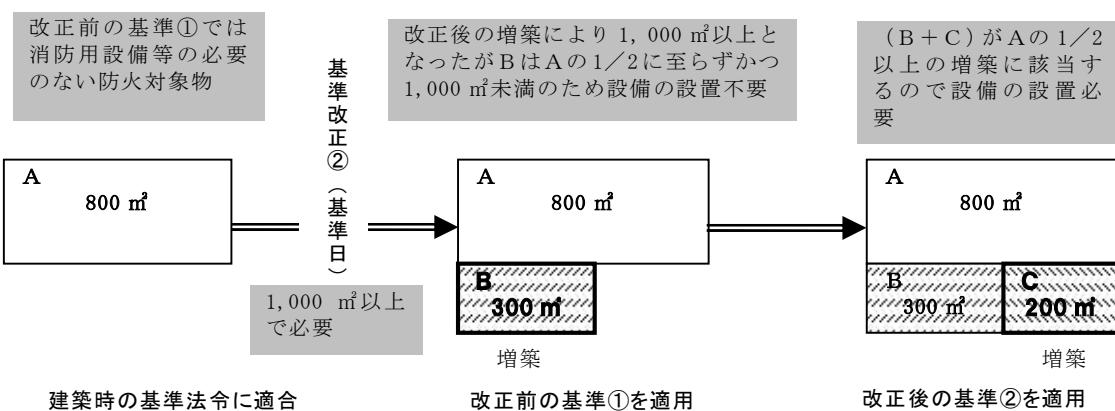
◇●2 平成24年1月1日追加
◇●2(2)ウ平成28年4月1日ただし書き削除

●3 選及適用例 ☆

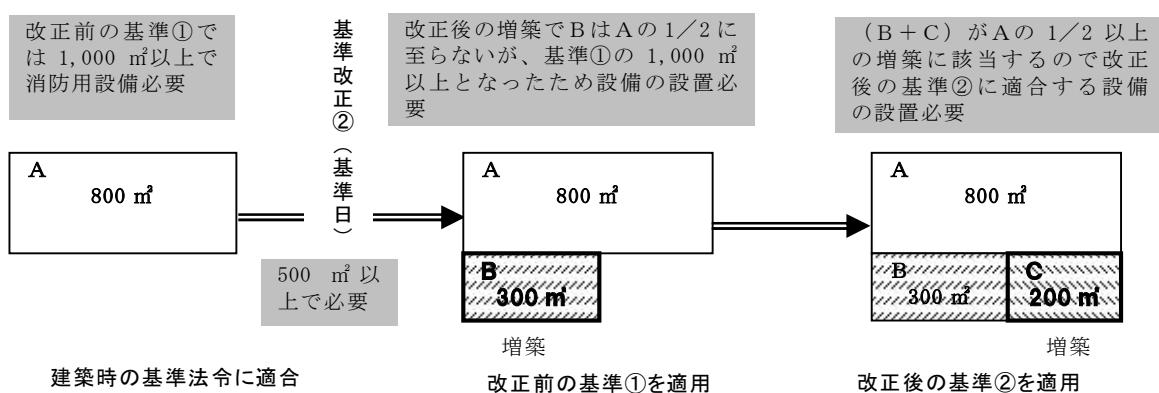
(1)



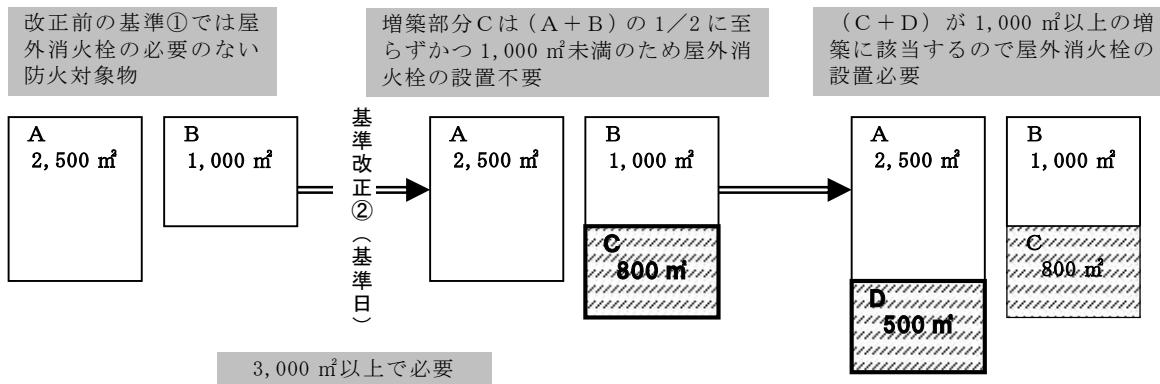
(2)



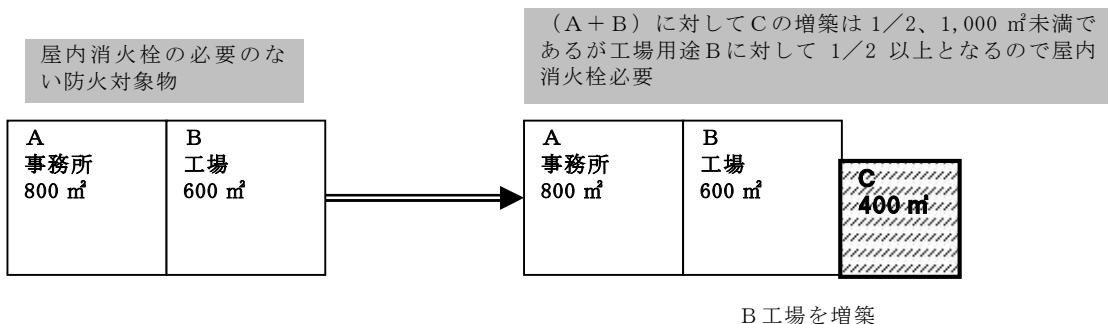
(3)



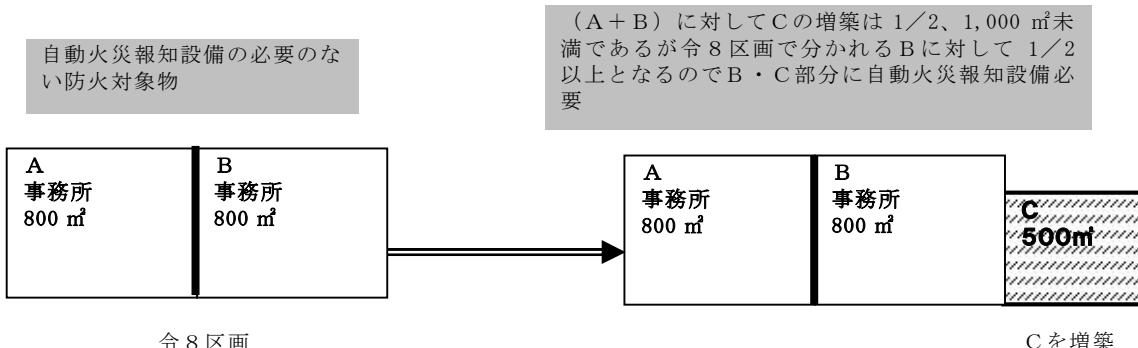
(4)



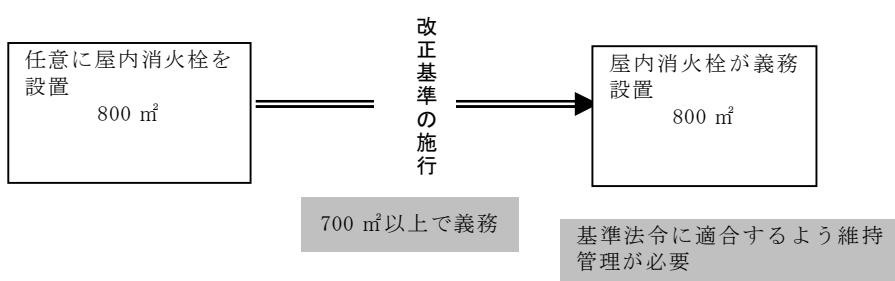
(5)



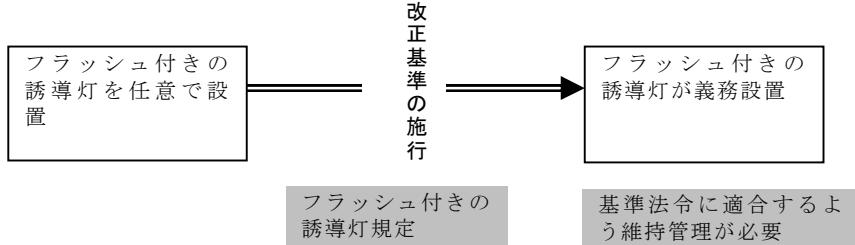
(6)



(7)



(8)



◇ 既存遡及

(9) パッケージ型消火設備を設置している防火対象物が(14)項に用途を変更した場合も法第17条の3第1項の規定が適用され、本来その設置が認められない既設のパッケージ型消火設備の設置が引き続き認められることになるが、使用者の安全を確保するため、△屋内消火栓●3(5)の規定を満たすようパッケージ型消火設備の増設又は移設を指導すること。

なお、上記の場合において、指定数量未満の危険物、条例別表第8に掲げる数量以上の指定可燃物等又はその他多量の可燃物を貯蔵するものにあっては屋内消火栓設備の設置を強く指導すること。

△(9)平成25年1月1日追加

(10) 昭和62年10月2日の施行令改正により、屋内消火栓設備若しくはスプリンクラー設備（以下この号に置いて「屋内消火栓設備等」という。）が新たに必要となった既存の病院等で、令第32条の特例措置により、それらの設備の全てが未設置又は改正後の基準と異なる屋内消火栓設備等が設置されている防火対象物について増築をする場合は、その増築部分の面積に係わらず既存部分を含めて現行基準の屋内消火栓設備等の設置が必要となるものであること。☆△(10)平成25年1月1日追加

(11) 危険物規制等が及ばなくなった場合 ☆

危険物の製造、貯蔵又は取扱い量の変更により、危険物施設ではなくなった防火対象物（危険物製造所等の廃止届がされたものが該当する。）又はその部分は、新たに法第17条の規制となる防火対象物又はその部分となるものであり、その面積・階数・収容人等によっては非特定防火対象物であっても現行基準の消防用設備等の設置が必要となる。

△●3平成24年1月1日追加

△(11)平成25年1月1日追加

△●3(11)ア、イ平成28年4月1日削除

■ Q & A ☆

（既存遡及について）

Q 加圧送水装置等の構造及び性能の基準の細目についての通知（昭和55年6月2日消防予第111号）により基準が定められたが、既設の「加圧送水装置等」についても消防法第17条の2（第17条の2の5のこと。以下同じ。）第2項第4号により遡及されるか。

A 原則的には遡及するが、この基準が昭和55年12月1日から実施した段階では、まだ市販されている現品が不足していたこと等により、前の「加圧送水装置の基準」に適合しておればよいとの回答を自治省から口頭で得ているので、遡及されないと解釈されたい。（昭和57年2月12日県消防防災課回答）

（失効消火器の取扱いについて）

Q 「消防用機械器具等及び消火設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令」（昭和52年2月28日自治省令第3号）及び「型式承認の失効に伴う消防用機械器具等の取扱いについて（通知）」（昭和52年6月14日消防予第119号）は、既設の防火対象物で令別表第1に掲げる用途にすべて適用されるか否か。又、消防法第17条の2との関係についてはどうか。

A 消火器、避難器具、その他政令（第34条）で定める「適用が除外されない消防用設備等」については、用途に関係なく特例省令に定める期間を経過すれば現行の技術上の規格に適合するものと取替えなければならない。（消防法第17条の2第1項関係）ただし、自動火災報知設備については、令別表第1(1)項から(4)項まで(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(17)項を除き、他の用途で既設のものは、一定規模の増築又は用途変更等（消防法第17条の2第2項関係）がなければ特例省令の期間が経過しても現行の技術上の規格に適合するものと取替える必要がない。（昭和57年12月4日県消防防災課回答）

（消防法第17条の2第2項の適用について）

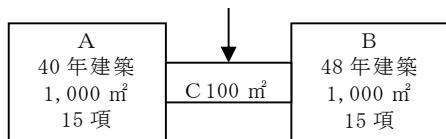
昭和58年7月12日消防予第133号
予防救急課長質疑回答

Q このことについて、消防法施行令（以下「令」という。）第8条及び第9条の規定により別棟扱いとなる防火対象物と、昭和50年消防安第26号通達（以下「26号通達」という。）により別棟扱いとすることが出来る渡り廊下等で接続されている防火対象物に対する消防法（以下「法」という。）第17条の2（現行法第17条の2の5のこと。以下同じ。）第2項の適用にあたり疑義が生じましたので、下記について御教示願います。

記

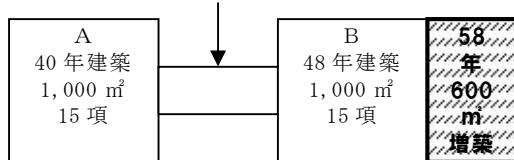
1 消防用設備の設置については26号通達で消防用設備等の設置単位は建築物である防火対象物については特段の規定（例、令第8条、令第9条、令第9条の2、令第19条第2項、令第27条第2項）のない限り棟であって敷地でないと示されているがそれらの規定により別棟扱いとなっている防火対象物に対する法第17条の2第2項の適用については、すでに昭和53年2月21日付消防予第32号各都道府県消防主管部長あて、消防庁予防救急課長回答で示され、回答内容から判断すると、令第8条及び令第9条は消防用設備等の設置単位であって、既存不適格であるかないかの判断は、これらをふまえて令第3節により判断して決定されその結果既存不適格となるものに対する法第17条の2第2項の遡及適用にあたっては、令第8条、令第9条の適用を受けて別の防火対象物とみなされる防火対象物についても棟単位でとらえるべきであり、火災延焼危険の少ない令第8条区画がされているもので特定用途防火対象物を除く非特定用途部分については、増築等移動が伴う場合で、地階・無窓階等火災が発生した場合の人命危険度の高いものを除き令第32条を適用して、従前の規定に適合している場合は遡及させなくてもさしつかえないものと解している。しかし26号通達による別棟扱いと出来るそれぞれの防火対象物は、法第17条の2（第17条の2の5のこと。以下同じ。）第2項の適用に際してはそれぞれ別棟として判断すればよいと昭和56年9月29日付消防予第227号山形県生活福祉部長あて消防庁予防救急課長回答で示されている。しかし26号通達で示している通り原則的には渡り廊下等で接続されている場合は1棟であって建物間の延焼防止の措置を取られているものに対しては別棟扱いとしてさしつかえないものと通達されているがいずれにしても令第8条、令第9条又26号通達で示された別棟扱いとなる防火対象物の取扱いは消防用設備等の設置単位（令第19条第2項、令第27条第2項の場合には同一敷地内の2以上の建築物が一としてみなされるものを含む）であって法第17条の2第2項はそれらをふまえて既存不適格であるかないかの判断をし、それにより棟を単位として遡及適用を義務づけているものであるとするならば上記昭和56年回答の渡り廊下による別棟扱いとなっているものも昭和53年回答（消防予第32号）によるべきと考えるがいかがか。昭和56年9月1日付消防予第198号山形県生活福祉部長あて、消防庁予防救急課長回答の「26号通達については棟と棟の関係について規定したものであり令第8条の規定とはその定める範囲が違うものである」とは構造上の相違をいっているもので法第7条の2にこれがおよぶものではないと解している26号通達により別棟扱いとなる渡り廊下等により接続された防火対象物に対する法第17条の2第2項の適用にあっては昭和56年消防予第227号回答通りそれぞれ別棟扱いとするならば次の場合もそのように解してよいか。

- (1) 58年別棟扱いとなる渡り廊下で接続



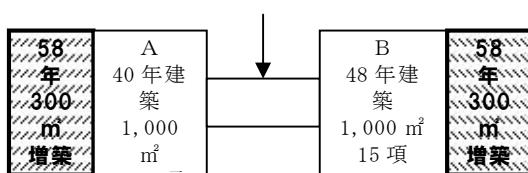
A、Bに対する増築（C部分）は、A、B棟の面積按分により算定した廊下部分のみの増築となりAに対する増築は50 m²、Bに対する増築は50 m²となる。

- (2) 58年別棟扱いとなる渡り廊下で接続



B棟が法第17条の2第2項第2号の適用を受け遡及する。

- (3) 58年別棟扱いとなる渡り廊下で接続



A棟及びB棟の増築は、1/2以下でありA及びBは法第17条の2第2項第2号の適用を受けない。

A1 昭和53年3月5日付け消防安第26号通達中第2に掲げる基準（以下「26号通達基準」という。）は、建築物である防火対象物の棟の単位を判定するものであり、当該基準により棟の単位を決定した後に消防法（以下「法」という。）第17条、第17条の2又は第17条の3の規定の適用があるかどうかを判断されたい。

なお、消防法施行令（以下「令」という。）第2章第3節第1款の規定は、法第17条、第17条の2又は第17条の3の規定が適用される1棟の建築物の部分に係る令第2章第3節の規定の適用にあたっての「みなし規定」であって26号通達基準とは、その内容を異にするものであり、また、御指摘のあった昭和53年2月21日付け消防予第32号に掲げる質疑回答は、特定用途部分と非特定用途部分とが令8区画により相互に区画されている場合における非特定用途部分の自動火災報知設備の設置基準について令第32条の規定を適用し、従前の規定を適用することを認めたものであることを念のため申し添える。

A2 (1)～(3)お見込みのとおり。

◇ 既存遡及